

東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は代替家屋に係る固定資産税・都市計画税の特例の特例対象者及び添付書類一覧

【特例対象者】

- ①被災住宅用地・被災家屋の所有者（共有物の場合は、その持分を有する者）
- ②被災住宅用地・被災家屋の所有者に相続が生じたときの相続人
- ③被災住宅用地：被災住宅用地の所有者の3親等内の親族で、代替土地の上に新築される家屋に同居する予定であると認められる者
被災家屋：被災家屋の所有者と代替家屋に同居する3親等内の親族
- ④被災住宅用地・被災家屋の所有者が合併により消滅したときに、合併後存続する法人、合併により設立された法人又は、被災土地又は被災家屋に係る事業を継承した分割継承法人

※すでに一度本特例の適用を受けている場合は対象にはなりません。

【添付書類】

- ①被災住宅用地及び代替土地又は被災家屋及び代替家屋の所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地等を証する書類
⇒「平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書」及び「住民票」（写）又は「法人の登記簿謄本」（写）
- ②被災住宅用地及び代替土地又は被災家屋及び代替家屋の所在地を証する書類
⇒「平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書」及び「不動産登記事項証明書（全部事項証明書）」（売買契約書（写））でも可
- ③被災住宅用地に存する被災家屋が東日本大震災により被害を受けたことについて当該被災住宅用地所在の市町村長が証する書類
⇒「り災証明書」及び「解体証明書」
- ④平成23年度課税において被災住宅用地が住宅用地の特例を受けていたことを証する書類及び被災家屋が平成23年度課税において固定資産税に係る固定資産税課税台帳に登録されていた旨を証する書類
⇒「平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書」
- ⑤被災住宅用地及び代替土地又は被災家屋及び代替家屋の面積・持分を証する書類
⇒「不動産登記事項証明書（全部事項証明書）」

⑥代替家屋の詳細を明らかにする書類

⇒「不動産登記事項証明書（全部事項証明書）」及び建築図面等

⑦相続人等が特例の適用を受けようとする場合は、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書

⇒「戸籍謄本（被災住宅用地及び被災家屋の所有者との関係がわかるもの）」（写）（及び除籍謄本）又は「法人の登記簿謄本」（写）

⑧被災家屋の所有者と代替家屋に同居する三親等内の親族が特例の適用を受けようとする場合は、戸籍の謄本

⇒「戸籍謄本（被災住宅用地及び被災家屋の所有者との関係がわかるもの）」（写）

⑨被災住宅用地又は被災家屋の所有者が合併により消滅したときに、合併後存続する法人、合併により設立された法人又は、被災住宅用地又は被災家屋に係る事業を継承した分割継承法人であることを証する書類

⇒「法人の登記簿謄本」（写）

※上記以外の書類を提出していただく場合もございます。

※被災土地又は被災家屋の所在する市町村へ問い合わせをさせていただくこともございますのでご了承ください。